

一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の確認のポイントについて

厚生労働省 医政局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

非営利性の確認のポイントの作成にあたって

1. 経緯

- 本年3月に医療法施行令及び医療法施行規則等を改正し、医療機関を開設する一般社団法人（公益社団法人を除く。）に対して、毎会計年度、事業報告書、貸借対照表、損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を都道府県知事・保健所設置市区長（以下「都道府県等」という。）に届け出ることを義務付けることとした（※1）。
- 令和6年12月25日の「2040年に頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見」では、届出制度の創設にあわせて、都道府県等に対して「非営利性の確認のポイント」を示すべきであるとされた。

2. 非営利性の確認のポイントの位置づけ

上記の届出制度が創設されることに伴い、医療法令上の非営利性を制度上徹底されている医療法人に関する規定を参酌し、下表（1）～（5）の観点について、既存のH5通知（※2）・H19通知（※3）の内容をさらに具体化・明確化する形で整理する。

非営利性の観点	医療法人に関する確認事項	備考
(1) 法人の活動目的が営利を目的としていないこと	<ul style="list-style-type: none">• 地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。【医療法§40の2】• 開設する全ての医療機関等の管理者を理事に加えなければならない。【医療法§46の5⑥】	H5通知で「営利を目的とした法人」による開設でないか、確認することが求められている。
(2) 医療機関の運営上生じる利益の移転を禁止していること	<ul style="list-style-type: none">• 剰余金の配当をしてはならない。【医療法§54】• 剰余金に類するものも同様に配当してはならない。【医療法§54・医療法人指導要綱・H5通知】<ul style="list-style-type: none">①土地、建物又は設備の賃貸契約が適正になされ、借料の額、契約期間等の契約内容が適切であること。②借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。	<ul style="list-style-type: none">• H5通知で、一般社団法人についても医療機関の運営上生じる剰余金を役員や第三者に配分しないことが求められている。• H5通知で一般社団法人についても、①、②については確認することが求められている。
(3) 法人が解散した際の残余財産の帰属先を制限していること	解散時の残余財産の帰属先は、国、地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもの（※4）のうちから選定されなければならない。【医療法§44】	H19通知で、一般社団法人が解散した場合の残余財産が帰属すべき者に関する規定が定款・寄付行為等で定められており、出資者又はこれに準ずる者以外の者であることが求められている。
(4) 法人の役員が原則として営利を目的とする法人と役員等を兼務していないこと	<ul style="list-style-type: none">• 法人の役員が原則として医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役員を兼務していないこと。【H5通知】• 法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していないこと。【医療法人運営管理指導要綱】	H5通知で、一般社団法人についても役員を兼務していることについては確認することとされている。
(5) 一社員一議決権であること	一社員一議決権であること。【医療法§46の3の3】	一社法§48で、一般社団法人は原則一社員一議決権となっている。

非営利性の確認のポイント（1）

- 一般社団法人が開設する医療機関に関する非営利性の確認のポイントとして、下表のとおり、都道府県等に通知することとしたい。
- これらはいくまで例示であり、各都道府県等の審査・指導の体制や地域の一般社団法人立の医療機関の数等に応じて、適宜実施いただく。

非営利性の観点	確認書類	確認方法（例）
<p>(1) 法人の活動目的が営利を目的としないこと</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【一般社団法人に関する確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の経営を主たる事業とする場合は、法人の目的が、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たす内容であること。 ・ また、医療機関の経営については営利を目的とするような内容が含まれていないこと。 ・ 一般社団法人が開設した医療機関等の管理者が理事に加えられていること。 </div>	開設時の届出（開設の目的）	<p>下記のいずれも満たしているかを確認し、満たしていない場合は変更を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域医療の確保」、「公衆衛生の向上」またはこれに類することを目的としていることが記載されているか。 ・ 物品の販売、賃貸、事業の企画、請負、代行等営利を追求する内容が記載されていないか。
	定款（※5）	<p>下記のいずれも満たしているかを確認し、満たしていない場合は変更を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の開設、経営について「地域医療の確保」、「公衆衛生の向上」またはこれに類することを目的としていることが記載されているか。 ・ 医療機関の開設、経営について物品の販売、賃貸、事業の企画、請負、代行等営利を追求する内容が記載されていないか。
	事業報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「医業に係る業務」及び「医業に関する業務」以外で、投機的な取引、高利の融資又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業等、法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行っていないか。 ・ 「役員」の備考欄に、当該法人が開設する医療機関等の管理者が記載されているかを確認し、記載がない場合は変更を求める。

非営利性の確認のポイント（２）

非営利性の観点	確認書類	確認方法（例）
(2)医療機関の運営上生じる利益の移転を禁止していること 【一般社団法人に関する確認事項】 ・ 剰余金の配当をしてはならない。 ・ 剰余金に類するものも同様に配当してはならない。 ①土地、建物又は設備の賃貸契約が適正になされ、借料の額、契約期間等の契約内容が適切であること。 ②借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。	定款（※５）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余金の配当をしないことが定められているかを確認し、定められていない場合は変更を求める。 ・ 定められていない場合であって、即時の変更が困難な場合等は、必要に応じてその理由を確認し、剰余金を配当していないことを証する書類（税務報告書等）の提出を求める。
	事業報告書	「その他」の項目にて工事、医療機器の購入又はリース契約の有無を確認し、記載があれば、契約内容について下記を満たしているか確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 借料の額、契約期間等の契約内容（建物が未完成等の理由で契約未締結の場合は、契約予定の内容）が適正であること。 ・ 借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。
	貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現預金が財政規模に比して過小ではないこと。 ・ 債権または債務が財政規模に比して過大でないこと。
	損益計算書	事業規模に比して事業費用が過大でないこと。
	附属明細書	【有形固定資産明細表】 医療経営とは無関係な著しく高額な資産の取得があるかどうか。 【事業費用明細表】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費用のうち給料が財政規模に比して過大でないこと。 ・ その他の各費用についても不適切に高額な費目がないこと。
	財産目録	土地及び建物について法人所有であるか、賃借であるかを確認し、賃借である場合には契約内容が適正であるかを確認する。
	取引状況報告書（※６）	世間相場と比して取引金額が過大でないこと。
	監査報告書	各決算書類の内容を医療機関の非営利性の観点で監査できていること。

非営利性の確認のポイント（3）

非営利性の観点	確認書類	確認方法（例）
<p>(3) 法人が解散した際の残余財産の帰属先を制限していること</p> <p>【一般社団法人に関する確認事項】 解散時の残余財産の帰属先は、国、地方公共団体又は医療法人等（※7）のうちから選定されなければならない。</p>	定款（※5）	法人が解散した際の残余財産の帰属先が国若しくは地方公共団体又は医療法人等（※7）のうちから選定されて明記されているかを確認する。明記されていない場合には、定款の変更を求める。
<p>(4) 法人の役員が原則として営利を目的とする法人と役員等を兼務していないこと</p> <p>【一般社団法人に関する確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の役員が原則として医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務している場合は、医療機関の開設・経営に影響を与えることがないこと。 原則、法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していないこと。 	事業報告書	「役員」の備考欄において、兼務先を確認し、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、医療機関の非営利性に影響を与えない規模での取引であるか等について、必要に応じて貸借対照表、損益計算書、附属明細書、取引状況報告書、監査報告書により確認する。
	貸借対照表	当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、注記（※8）の「法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項」において取引状況を参照し、医療機関の非営利性に影響を与えない規模での取引であるかを確認する。
	損益計算書	事業規模に比して事業費用が過大でないこと。
	附属明細書	【有形固定資産明細表】医療機関経営とは無関係な著しく高額な資産の取得があるかどうか。 【事業費用明細表】事業費用のうち委託費や支払手数料等外部業者への支払費目のうち財政規模に比して高額な費目がないこと。
	取引状況報告書（※6）	当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員と兼務している場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を参照し、医療機関の非営利性に影響を与えない規模での取引であるかを確認する。
	監査報告書	各決算書類の内容を医療機関における非営利性の観点で監査できていること。
<p>(5) 一社員一議決権であること。</p>	定款（※5）	社員の議決権についての例外規定がないかを確認する。一社員一議決権の例外が定められている場合には、定款の変更を求める。

非営利性の確認の実施時期等について

(1) 書類の提出時期

- 定款や事業報告書等の確認書類は、それぞれ都道府県等に届け出られる時期が異なり、以下のとおり整理される。
- なお、医療法第25条に基づく報告徴収・立入検査時には、全ての書類について確認を行うことが可能。

定款、開設時の届出	開設時・内容変更時
事業報告書、貸借対照表、損益計算書	毎会計年度終了後3か月以内の届出
附属明細書	毎会計年度終了後3か月以内の届出（一定規模以上の一般社団法人に限る）
その他の書類 （財産目録、取引状況報告書、監査報告書等）	毎会計年度終了後3か月以内の届出（届出義務はなく、任意で提出を求める）

(2) 「非営利性の確認のポイント」に基づく確認の実施時期等について

- 「非営利性の確認のポイント」（以下「確認ポイント」という。）は、令和8年夏頃に通知する予定。
- 通知後に医療機関を開設する一般社団法人については、開設許可の申請時から「確認ポイント」を踏まえ、実施していただく。
- 既に医療機関を開設している一般社団法人（新たに医療機関を開設する場合を除く。）については、これまで非営利性の確認が各都道府県等で解釈・運用されてきたことや、今般義務づけた届出は令和9年度から行われること踏まえ、令和9年度から「確認ポイント」を踏まえた確認を行うこととする。具体的には以下のとおり。
 - ・今般義務づけた書類の確認は、令和9年度（令和8年事業分の会計年度終了後3か月以内）に届け出られたものから行う。
 - ・定款、開設時の届出内容変更時における非営利性の確認は、令和9年4月以降に届け出られたものから行う。
 - ・報告徴収・立入検査時の確認（※9）は、令和9年4月以降の立入検査から「確認ポイント」を踏まえた確認を行う。
 - ・令和9年度中に立入検査が行われず、変更届出も見込まれない医療機関に対しては、都道府県等は、令和9年度において、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書とあわせて「確認ポイント」に適合した定款等の提出を求めることとする。

(3) 非営利性の確認と医療機関への行政指導等の関係

- 開設許可の申請において、非営利性の確認を行った結果、非営利性を満たさないと解される場合、医療法第7条第7項に基づき、都道府県等は開設許可を与えないことができる。
- 毎年度の事業報告書等の確認や立入検査時の確認によって、非営利性が徹底されていないと解される場合には、医療法第24条の2に基づき、都道府県等は改善措置命令・業務停止命令ができ、当該命令に違反した場合は、同法第29条第1項第4号に基づき開設許可の取り消し、又はその開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

- ※1 本制度改正は、令和8年度事業分から対象とする（実際の届出は令和9年度以降に必要となる）。
- ※2 平成5年2月23日付け総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知
- ※3 平成19年3月30日付け医政総発0330002号厚生労働省医政局総務課長通知
- ※4 公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの又は財団である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの。【医療法施行規則§31の2】
- ※5 一般社団法人は一社法§146に基づき、社員総会の決議により定款を変更することが可能であり、事業報告書には当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項を記述することとしている。非営利性の確認事項に抵触するような定款の内容の変更が行われていないか、という点については事業報告書もあわせて確認することとする。
- ※6 医療法第51条第1項に基づき医療法人に作成義務を課している要件と同様の取引対象について、医療法人と同様の事項について作成することを想定。
- ※7 一般社団法人は医療法人とは異なり、医療機関の開設・経営や医療法人の付帯業務にあたるもの以外にも事業を行うことを想定されるため、医療法人に認められている帰属先以外は、法人税法上の非営利型一般社団法人に求めている水準で残余財産の帰属先を限定することを想定。なお、法人税法施行令第3条第二号に掲げる法人は下記のとおり。
公益社団法人又は公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人等
（公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号イからト）
 - ・私立学校法第3条に規定する学校法人
 - ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
 - ・更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人
 - ・独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ・国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ・地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - ・その他これらの法人に準ずるものとして政令で定める法人
- ※8 医療法第51条第2項に基づく医療法人と同等の事業規模の一社について、医療法人と同様の事項について作成することを想定。
- ※9 令和7年6月27日付け医政発第0627第9号厚生労働省医政局長通知「令和7年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」において、定期的な立入検査の際にも、非営利性の確認を行うこととされている。

参考資料



一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の徹底について

- 医療法上、医療機関の開設者は、営利を目的としてはならないこととされており、都道府県知事等は、医療機関の開設許可時の審査に際して、これまでも、開設者が実質的に医療機関の運営の責任主体たり得るか及び営利を目的とするものでないか否かについて審査を行い、また、開設後に経営等につき同様の疑義が生じた場合も厳正な対処を行ってきている。
- 昨今、一般社団法人が開設する医療機関数が増加しているが、一般社団法人自体は、登記のみで簡便に設立できる非営利法人であり、医療法人制度で設けられているような、都道府県において設立を認可した上で事業や経営の実態を定期的に確認する仕組みがないこと等から、医療機関の非営利性の観点で疑義が生じていたところ。
- このため、令和6年12月25日に医療部会が取りまとめた「2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見」の中では、医療機関の開設時等において新たに各種事項の届出を一般社団法人に対して求めるべきであるとされた。
- これを踏まえ、まずは、医療法施行令を改正し、医療機関を開設する一般社団法人（公益社団法人を除く。）に対しても、医療法人の届出書類を踏まえ、毎会計年度、事業報告書、貸借対照表、損益計算書を都道府県知事等に届け出ることを義務付けることとする。本制度改正は、令和8年度事業分から対象とする（実際の届出は令和9年度以降に必要となる）。施行に当たっては、医療法人の場合も踏まえ、国において標準様式の作成を検討し、損益計算書については、医業に関する事業収益・事業費用の区分経理を求めることとする。
- また、令和6年12月25日の「意見」では、届出制度の創設にあわせて、自治体に対して「非営利性の確認のポイント」を示すべきであるとされている。このため、現在の都道府県等における一般社団法人の非営利性の確認に係る対応等を踏まえつつ、上記で義務付ける届出書類やその他の書類（医療法の報告徴収規定に基づき提出を求められることも考えられる）などを用いて都道府県等が確認すべきポイントや、立入検査を行う際の留意点等を整理し、追って都道府県等に対して示すこととする。